

独立監査人の監査報告書

平成29年6月23日

全国健康保険協会

理事長 小林 剛 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

白山 真一

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

山崎 聡一郎

業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、健康保険法第7条の29第1項の規定に基づき、全国健康保険協会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第9期事業年度の健康保険勘定及び船員保険勘定に係る財務諸表（健康保険勘定及び船員保険勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類を除く。以下同じ。）、すなわち、健康保険勘定及び船員保険勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、健康保険法、船員保険法、全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の健康保険勘定及び船員保険勘定に係る勘定別財務諸表が、健康保険法、船員保険法、全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全国健康保険協会の各勘定の平成29年3月31日現在の財産の状況並びに同日をもって終了する事業年度の損益の状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<健康保険法が要求する利益の処分に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する意見>

当監査法人は、健康保険法第7条の29第1項の規定に基づき、全国健康保険協会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第9期事業年度の各勘定に係る利益の処分に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び各勘定に係る決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

利益の処分に関する書類、事業報告書及び決算報告書に対する理事長の責任

理事長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類を作成すること、全国健康保険協会の事業報告書のうち会計に関する部分を会計帳簿の記録に基づいて作成すること及び健康保険法、船員保険法及び全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令に準拠して決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類が法令に適合して作成されているか、事業報告書のうち会計に関する部分が会計帳簿の記録に基づいて作成されているか及び決算報告書が健康保険法、船員保険法及び全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令に準拠して作成されているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

健康保険法が要求する利益の処分に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る利益の処分に関する書類は、法令に適合して作成されているものと認める。
- (2) 事業報告書のうち会計に関する部分が会計帳簿の記録に基づいて作成されているものと認める。
- (3) 各勘定に係る決算報告書は、健康保険法、船員保険法及び全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令に準拠して作成されているものと認める。

その他の事項

事業報告書に記載されている事項のうち第5期事業年度の会計に関する部分は、他の監査人によって監査されている。他の監査人は、当該事項に対して平成25年6月26日付けで事業の状況を正しく示しているものと認めている。

利害関係

全国健康保険協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上